

# 旭川市児童虐待防止ハンドブック（簡易版）

## 虐待に関する相談・通告先

旭川市では「子ども総合相談センター」と「旭川児童相談所」の両方が虐待通告先として定められています。

両者が連携して対応していますので、どこに連絡したらいいかわからない場合や、判断に迷う場合は、子ども総合相談センターへ連絡してください。ただし、子どもの生命が危ぶまれるなどの緊急時は、速やかに警察や救急へ通報してください。

### 子ども総合相談センター（平日：8時45分～17時15分）

- 児童相談係 【0166-26-5501】
  - ・児童虐待の相談や通告などを受け付けています。
- 子どもからの相談専用電話 【0120-528-506】
  - ・心配なことや困ったことがあったら、お電話ください。  
(お金はかかりません)

※いずれも月・木は20時まで

### 児童相談所（平日：8時45分～17時30分）

- 児童相談所全国共通ダイヤル 【189】※通話無料
  - ・お住まいの地域の児童相談所につながります。24時間365日つながります。
- 北海道旭川児童相談所 【0166-23-8195】
  - ・虐待などの緊急時は、24時間365日対応しています。

## 児童虐待とは

児童虐待は「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4つに分類されます。

虐待かどうかは保護者の考え方ではなく、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断します

## 【通告義務】

全ての国民に「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合には通告する義務がありますが、**通告者に立証責任はありません。**

調査の結果、児童虐待の事実が確認できなくても責任に問われることはありませんので、ありのままを通告先に伝えてください。

## 【守秘義務】

学校や保育所、医療機関等、守秘義務のあるものが通告したとしても、守秘義務違反とはならず、**通告者が公表されることはありません。**

また、身元を明かすことにためらいがある場合は、匿名でもかまいません。

## 【早期対応】

児童福祉法では、虐待に至らない状態でも「要支援児童等と思われる者を把握したとき」は、市町村に提供するように定められておりますので、**早めの情報提供**として子ども総合相談センターへ連絡してください。

## 虐待と しつけ

虐待であるかどうかは、子どもの立場から考えることが大切です。保護者の考え方や意図とは関係なく、保護者がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていなくても、子どもにとって有害な行為であれば虐待となります。

一方、しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにするために子どもをサポートし、社会性を育む行為です。大切なことは「保護者の行為が子どもにとって有益かどうか」です。

## 児童虐待の兆候

### ～子どもの様子～

- ・ 身体に不自然な傷やあざ、火傷などがある。
- ・ 極端にやせている等、食事をきちんと与えられていない。
- ・ 夜遅くまで外で遊んでいる。不自然な時間に徘徊している。
- ・ 季節に合わない服装をしていたり、衣類が汚れていて身体も不潔である。
- ・ 理由もなく、学校や幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- ・ 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする。
- ・ 保護者の顔色を窺う反面、保護者がいなくなると保護者へ関心を示さない。
- ・ 表情が乏しかったり、暗い顔をしている。

### ～保護者の様子～

- ・ 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になっても医者に診せない。
- ・ 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・ 心身の状態が悪く、子育てが負担になっている。
- ・ 困った時に相談にのってくれる人が身近にいない、孤立している。
- ・ 夫婦関係や経済的状态からくる生活上のストレスが伺われる。
- ・ 寝具や衣類等、清潔への配慮がなされておらず、部屋の中が乱雑である。
- ・ 極端に偏った育児観や教育観を持ち、体罰を肯定している。
- ・ 過去に虐待歴があり、最近、子どもの姿を見たり泣き声を聞いていない。

## 【まずは連絡】

「通告」という言葉は非常に重くて仰々しい印象を持ちがちですが「**通告**」は、子どもとその家族への「**支援**」の始まりとなります。「こんな些細なことで連絡してもいいのか」と悩む必要はありません。判断に迷ったら、子ども総合相談センターに情報提供してください。

## 【記録に残す】

児童虐待においては、虐待の疑いを持ったときから記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には「**事実**」と「**推測**」を切り分けて記載し、**可能な限り、写真や動画として保存**してください。

## 【組織で対応】

児童虐待は、個人での対応に限界があります。一人で抱え込まず、組織の一員として児童福祉に関わる方については、**通告や情報提供を団体として行**ってください。



児童虐待の背景には、親自身が悩み、援助を求めている場合も少なくありません。また、自ら公的サービスにアクセスするのが困難な方もいます。そのような方が身近にいましたら、子ども総合相談センターまで御連絡ください。